

○山梨県警察学校の運営に関する訓令

〔 昭和37年4月1日 〕
〔 本部訓令第21号 〕

〔沿革〕 前略…平成4年3月本部訓令第7号 平成7年2月本部訓令第1号
平成19年3月本部訓令第3号

目次

第1章 総則

第2章 教養対象者、教養期間等

第3章 休学および退学

第4章 成績の調査および証書

第5章 賞罰

第6章 学生役員

第1章 総則

(学校運営の根拠)

第1条 山梨県警察学校（以下「学校」という。）の運営は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）及び山梨県警察教養規則（昭和30年山梨県公安委員会規則第2号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

(学校運営の方針)

第2条 学校の運営に当たっては、規則第2条に定める学校教養の本旨に従い、常に全人格的教養に配慮して学理と実務とを直結するため改善に努め、学校教養の成果の向上を、図らなければならない。

(職員及び学生の信条並びに服務の基準)

第3条 職員及び学生は、厳正な規律のもとに、信頼と敬愛をもつて、共同親和の精神をかん養し、学生の職務については、山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）に定めるもののほか、警察学校長（以下「校長」という。）が別に定める学生心得に従わなければならない。

(公務分担)

第4条 校務を処理するため、別表のとおり庶務、教務及び学生の係を置き、係長は職員の中から校

長がこれを命ずる。係長は校長の命を受け、係員を指揮し、校長が別に定める分掌に従い校務を処理する。

第2章 教養対象者、教養期間等

(教養対象者)

第5条 教養対象者は、次の各号のいずれかに該当し、本部長が入校を命じた者とする。

- (1) 初任科 警察官採用試験に合格し、採用された者
- (2) 初任補修科 採用時教養実施要綱（平成13年3月16日付け、警察庁丙人発第59号）に定める職場実習を修了した者
- (3) 一般職員初任科 職員の任用に関する規則（昭和59年山梨県人事委員会規則第21号）の規定に基づく試験又は選考により採用され、山梨県警察職員として勤務する一般職員
- (4) 現任科及び専科 所属長の推薦を受けた者
- (5) 新任幹部科 警部補又は巡査部長の階級に昇任した者（昇任予定者を含む。）

(教養期間)

第6条 各科の教養期間は、次のとおりとする。

- (1) 初任科及び初任補修科 採用時教養実施要綱に定める期間
- (2) 一般職員初任科 一般職員に対する採用時及び昇任時等教養実施要綱（平成14年2月25日付け、警察庁丙人発第65号）に定める期間
- (3) 現任科、専科及び新任幹部科 1週間以上とする。ただし、本部長が必要と認めた場合は、この期間を短縮することができる。

(教授細目)

第7条 校長は、採用時教養実施要綱及び一般職員に対する採用時及び昇任時等教養実施要綱に基づき、教授細目を定めなければならない。

第3章 休学および退学

(休学及び退学の基準)

第8条 学生が、疾病その他の事故により、欠講又は休学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

- 2 欠講又は休学は、初任科及び初任補修科にあつては、学業期間の4分の1、現任科その他にあつては3分の1以上にわたることはできない。
- 3 前項の期間を経過し、なお休学を続けるものに対しては、校長は細則第21条第1項の規定に準じて、退校を命ずることができる。

4 学生が、退学しようとする場合は、その事由を申し出で、校長の許可を受けなければならない。

第4章 成績の調査および証書

(成績の調査)

第9条 校長は、学生の修業成績を調査するため、原則として試験および規律評定を行う。

2 試験を分けて学科および術科とする。

(調査の内容と基準)

第10条 学科および術科試験は、教授科目の中から校長が定めたものについて、随時筆記および実技を行うものとする。

2 規律評定は、操行、寮生活および勉学の態度等について、その成績を判定するものとする。

3 試験は、1科目100点をもつて満点とし、各科目40点以上平均60点以上をもつて、合格とする。

(証書等)

第11条 校長は、修業課程を終えた者に対しては、卒業または修了証書（様式第1号）を授与する。

2 校長は、学生の在学中における成績表を作成して卒業（修了）の際、所属長に送付しなければならない。

第5章 賞罰

(表彰)

第12条 校長は、成績が優秀な者に対しては優等賞（様式第2号）を、特に努力した者に対しては努力賞（様式第3号）を授与する。

(褒賞)

第13条 校長は、教育上必要と認めた場合は、学生を褒賞することができる。

(処分)

第14条 校長は、次の区分に従い、警察学校の規則を乱し又は、性行不良、その他学生として体面を汚した者に対し情状により、次に掲げる区分に従い、処分を行うことができる。

(1) 退校

(2) 謹慎

15日以内外出を禁止し、職員の監督のもとに寄宿寮において、謹慎させるものとする。

(3) 訓戒

学生の非違を諭し、誓約書を提出させるものとする。

(処分の手続)

第15条 校長は、本章の規定により、処分をしようとするときは、職員会議にはかり、その意見をきいて行うものとする。必要ある場合は、職員会議に本人または、学生の代表者を、出席させて、意見をのべさせることができる。

(処分の結果)

第16条 校長は、第8条の規定に基き、退学を許可し、又は退学を命じたとき及び本章の規定による処分を行ったときは、直ちに本部長に報告するとともに、所属長に通報しなければならない。

第6章 学生役員

(寄宿)

第17条 学生は、すべて寮に寄宿し、教育の場として団体生活を行うものとする。寮に関することについては、校長が別に定める。

(役員)

第18条 初任科、初任補修科その他の科、期ごとに総代、副総代及び室長等の役員を置き、校長が選考の上任命する。

(役員の仕事)

第19条 役員は、常に学生の模範となり、職員学生間の連絡、学生相互の扶助、親睦の増進に努め、学校生活の明朗円満な推進をはからなければならない。

(補佐および代理)

第20条 副総代および室長等は、総代を補佐し、総代に事故あるときは、副総代がこれを代理する。

(当番勤務)

第21条 学生は交替で当番勤務に服するものとする。当番勤務の要領については、校長が別に定める。

(日誌)

第22条 学生は、初任科、初任補修科その他の科、期ごとに、校長が別に定める様式の日誌を備え、日課を記録するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年4月1日からこれを施行する。
- 2 昭和30年3月1日本部訓令第4号山梨県警察学校規程は、これを廃止する。

附 則 (昭和42年12月11日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和42年12月11日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則（昭和52年1月22日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和52年1月22日から施行する。

附 則（昭和57年5月1日本文訓令第10号）

この訓令は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月16日本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年3月16日から施行し、平成4年3月1日から適用する。

附 則（平成7年2月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日本部訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

山梨県警察学校の係別分掌事務

校長補佐	係	分 掌 事 務
校 務	庶 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の庶務に関する事。 2 学生の給食に関する事。 3 学校施設の管理運営に関する事。 4 他の係に属さない事。
教 務	教 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養計画及び授業カリキュラムの策定に関する事。 2 教科外活動の企画調整に関する事。 3 けん銃の保管管理に関する事。 4 学校の式典及び全体行事に関する事。 5 その他特命事項
学 生	学 生	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生の教養訓練及び生活指導に関する事。 2 その他特命事項

様式 略